

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年9月25日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 秋田県由利地域振興局長
- （2）住 所 秋田県由利本荘市水林366

2 水路測量を実施する区域及び期間

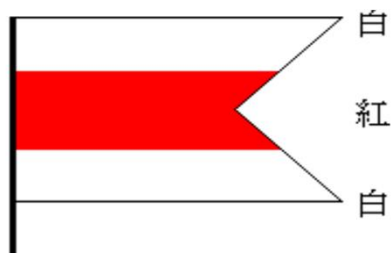
- （1）区 域 由利本荘市松ヶ崎本荘海岸（松ヶ崎地区）（付図のとおり）
- （2）期 間 令和8年10月8日から
令和8年12月15日（内5日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



2. 工区及び場所

海岸深浅測量範囲

